

滋 流 政 第 102 号
令和2年(2020年)8月21日

全日本不動産協会 兵庫県本部 御中

滋賀県知事 三日月 大造



浸水警戒区域の指定に伴う宅地建物取引時における情報の提供について

平素は、本県の流域治水行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

本県では、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号。以下「条例」とします。）を策定し、流域治水の推進に取り組んでおります。

このたび、条例第13条に基づく浸水警戒区域の指定を行いましたので、下記のとおり情報提供いたします。

なお、浸水警戒区域は、条例第14条の規定により建築制限がかかります。また、建築基準法第39条第1項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明に該当しますので、貴団体におかれましては、加盟団体への周知について御協力のほどお願いいたします。

記

滋賀県告示第331号

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年8月21日

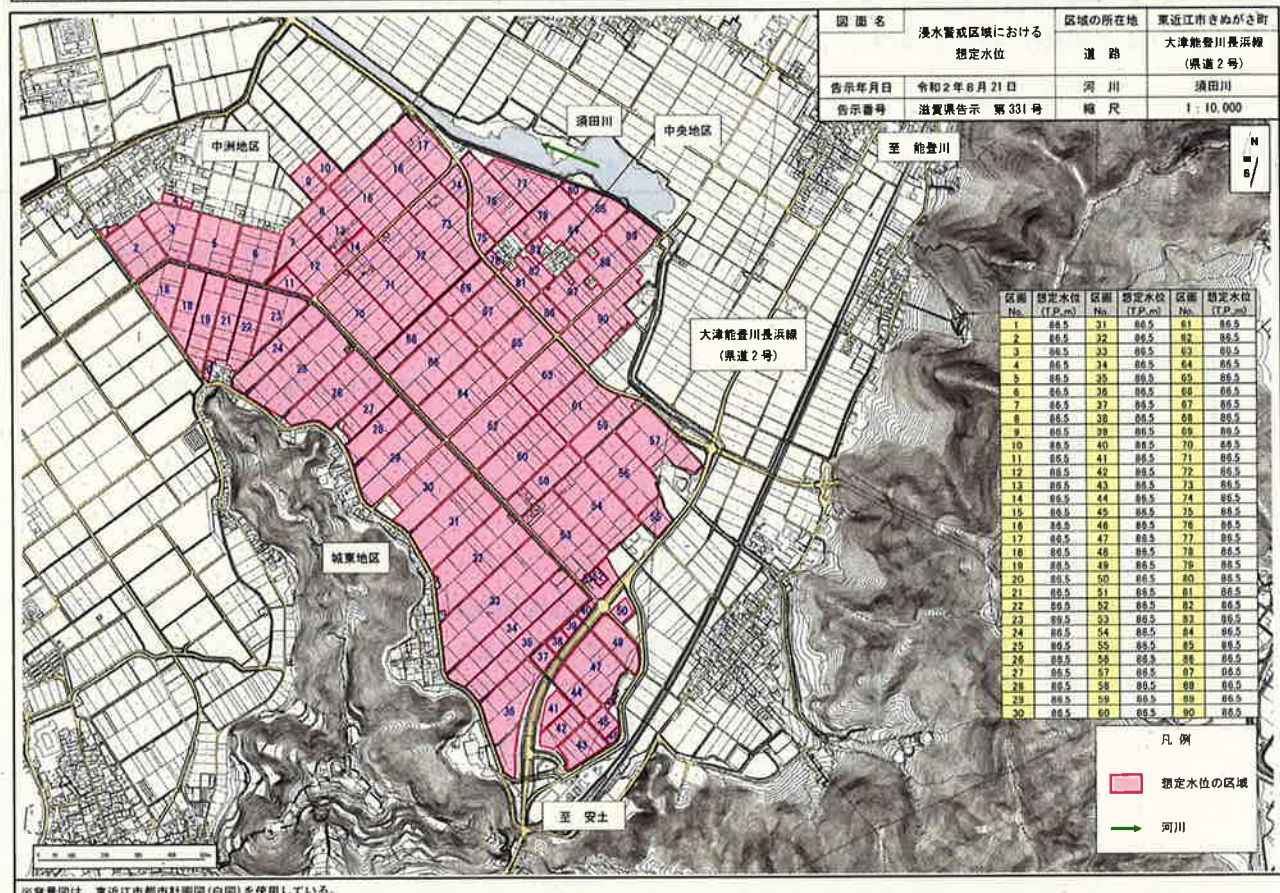
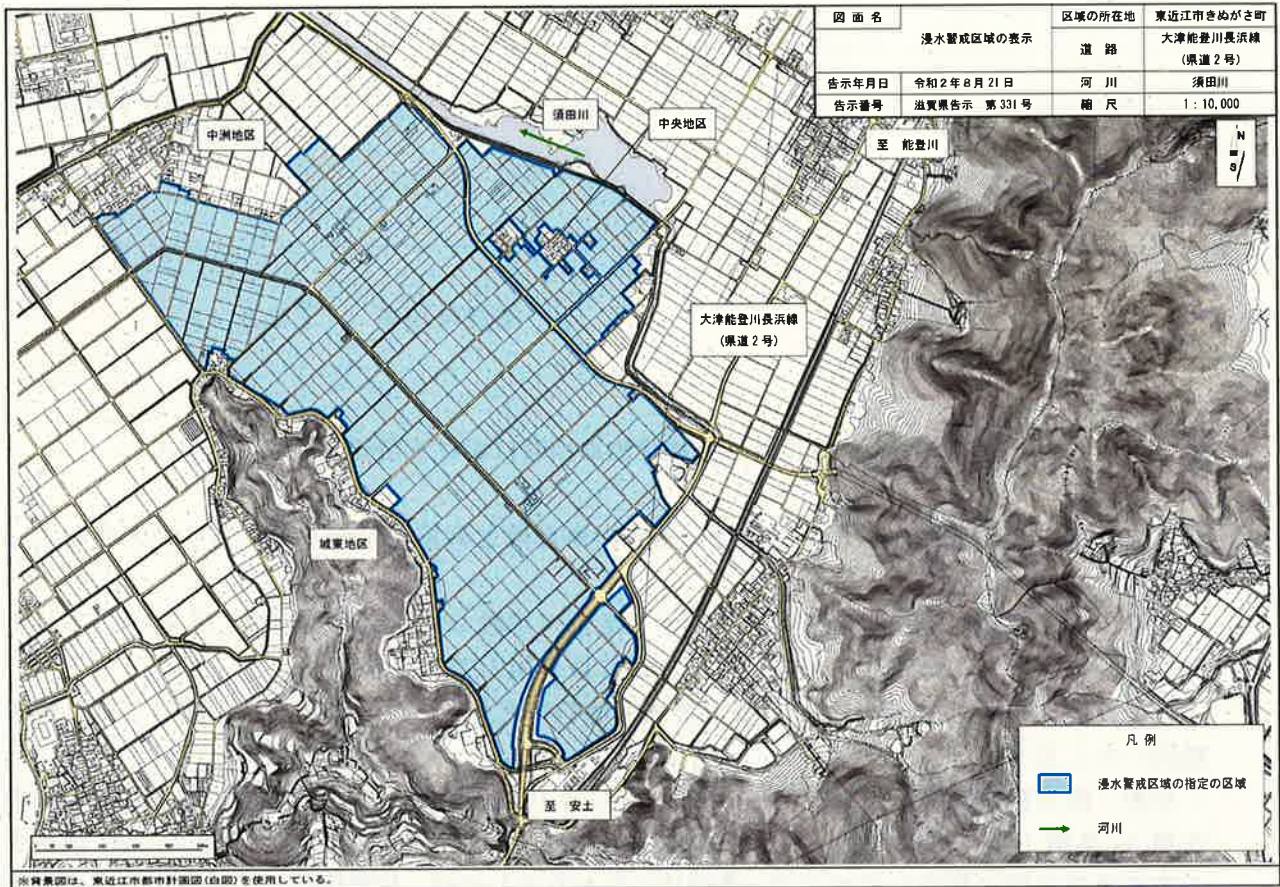
滋賀県知事 三日月 大造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 東近江市きぬがさ町
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県東近江土木事務所および東近江市役所都市整備部管理課に備え置いて縦覧に供する。）



滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室 山田・鍛冶

電話：077-528-4293 FAX：077-528-4904 E-Mail：ryuiki@pref.shiga.lg.jp



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
8月21日
第133号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則(健康福祉政策課)	1
○ 告 示	
熊本市の一部の地域における県税に係る申告等の期限の延長(税政課)	10
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出(障害福祉課)	10
道路区域の変更(道路保全課)	11
浸水警戒区域の指定(流域政策局)	11
○ 公 告	
第49回採石業務管理者試験実施公告(モノづくり振興課)	11
県営土地改良事業に係る特別減歩指定公告(耕地課)	12
公共測量終了公告(監理課)	13
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課)	14
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告(東近江)	14

規

則

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第85号

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則(平成27年滋賀県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「または」を「もしくは」に、「ことを」を「ことまたは申請日の属する月において就業している申請者の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該申請者の責めに帰すべき理由または当該申請者の都合によらないで減少し、当該申請者の就労の状況が離職または事業を廃止した場合と同等程度の状況にあることを」に改める。

第7条第1項中「いう。）」の右に「(施行規則第3条第2号に該当する受給者を除く。）」を加え、同条第2項中「受給者の」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、施行規則第3条第2号に該当する受給者について準用する。この場合において、同項中「当該届出を行った日」とあるのは、「支給決定を受けた日」と読み替えるものとする。

第9条第4項および第5項中「給付の」を「支給の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(支給中断等)

第9条の2 受給者は、疾病または負傷により求職活動等を行うことが困難となった場合において、給付金の支給の中断を希望するときは、生活困窮者住居確保給付金支給中断届(別記様式第14号の2)に疾病または負傷により求職活動等を行うことが困難である旨を証明する文書を添えて健康福祉事務所長に届け出なければならない。

2 健康福祉事務所長は、前項の規定による届出があったときは、給付金の支給を中断するものとする。

3 健康福祉事務所長は、前項の規定による給付金の支給の中断を決定したときは、生活困窮者住居確保給付金支給中断通知書(別記様式第14号の3)により受給者に通知するものとする。

4 受給者は、求職活動等を再開する場合において、第2項の規定による中断に係る給付金の支給の再開を受けよう

楓生	甲賀市水口町 虫生野996-9	社会福祉法人 しがらき会	甲賀市信楽町神 山534-8	共同生活援助	2521400255	令和2.4.1
たんばば作 業所	彦根市賀田山 町522-1	社会福祉法人 ひかり福祉会	長浜市鳥羽上町 68番地1	就労継続支援B 型	2510200021	令和2.8.31

滋賀県告示第330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年8月21日から令和2年9月4日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

道路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	賀田山安食西線	彦根市賀田山町字四の坪1428 番地先から	変更後	最小 10.3m く 最大 10.3m	167.5m	う回路撤去に 伴う道路区域 の変更 なお、現道の 供用は従前の とおり
		彦根市賀田山町字四の坪1423 番地先まで	変更前	最小 10.3m く 最大 25.1m	178.7m	

滋賀県告示第331号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 東近江市きぬがさ町
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県東近江土木事務所および東近江市役所都市整備部管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

第49回採石業務管理者試験実施公告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定に基づき、第49回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 試験日時 令和2年10月9日(金)午前10時から正午まで
- 2 試験場所 滋賀県庁新館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴